岩手県県南広域振興局 世界遺産平泉PRキャラクター「ケロ平(ひら)」派遣要領

1 趣旨

この要領は、世界遺産平泉PRキャラクター「ケロ平(ひら)」の派遣(以下「派遣」という。) に関して、必要な事項を定めるものです。

2 派遣基準

ケロ平は、世界遺産平泉のPRを目的に出動していることから、本目的の遂行に支障を生じない範囲において、パフォーマンスが必要な場合は、派遣に応じます。

3 派遣申請

派遣を申請する者は、県南広域振興局(以下「県南局」という。)に、電話、メール等により派遣依頼日、派遣目的を告げ、他に使用予定がないことを確認後、『岩手県県南広域振興局世界遺産平泉PRキャラクター「ケロ平(ひら)」派遣依頼書』(別紙1)(以下「派遣依頼書」という。)を、派遣を希望する日の2カ月前から14日前までに提出するものとします。

4 派遣承認

派遣の可否については、内容、情報発信効果、行政の関与度合、場所・時間などから総合的 に判断のうえ、申請者に連絡いたします。

5 派遣単位

派遣は、原則として「ケロ平(ひら)」の着ぐるみとその中に入る人 1名、アテンド・パフォーマンスのための人員 $1\sim2$ 名を単位とします。ただし、派遣状況により申請者に協力を要請する場合もあります。

6 派遣費用

派遣費用は無料とします。交通費(宿泊費を含む。)については、岩手県内は無料(予算の範囲内に限る。)、県外は実費とします。

ただし、県南局が特に必要と認める場合は、交通費を免除することができます。

7 派遣にかかる条件

派遣にかかる条件は、次のとおりとします。

- (1) 申請者は、駐車場及び控室を用意すること。
- (2) 派遣が決定した場合は、県南局において、ケロ平SNS (FB及びツイッター) にイベントの情報や当日の様子等について投稿するもの。
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合は、派遣することができません。
 - (1) 派遣場所において、悪天候等のため着ぐるみの汚損又は破損が予見される場合
 - (2) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
 - (3) 県の信用又は品位を害するものと認められる場合

- (4) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (5) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められる場合
- (6) 社会問題についての特定の主義又は主張に当たると認められる場合
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に定める営業を行う者が使用する場合及びこれらの者に商品等を販売する場合
- (8) ケロ平のイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (9) ケロ平の利用が適当でないと認められる場合
- (10) イベントの内容又は責任の所在が不明確と認められる場合
- (11) 虚偽の内容若しくは事実と異なる内容を含むもの又は事実を誤認するおそれがあるものと認められる場合
- (12) その他、県南局がケロ平の派遣について適当でないと認める場合
- (13) 特定企業の商品の販売促進だけを目的としている場合(ただし、岩手県が「後援」「協力」などの形で関与しているもの、県南局がケロ平及び世界遺産平泉の認知度向上に寄与すると判断した場合を除く)
- (14) 個人的なイベント (結婚式や還暦のお祝いなど) の場合

8 その他

この要領に定めがない事項については、県南局と別途協議するものとします。

附則

この要領は、平成29年4月1日から施行します。